

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 27 日

岐阜県監査委員	伊 藤 英 生
岐阜県監査委員	藤 本 恵 司
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分			監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置
			A	B	C	A－B－C
団 体	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	4	2	0	2
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	－	－	0
	計		5	2	0	3
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	5	5	0	0
		補助金等交付団体	4	0	2	2
		指 定 管 理 者	4	4	0	0
	計		13	9	2	2
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		1	0	0	1
所 管 機 関	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		1	0	0	1
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	3	0	1	2
		指 定 管 理 者	5	5	0	0
	計		9	6	1	2
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		1	0	1	0
合 計			30	17	4	9

※「今回措置を講じたもの」については、令和8年5月13日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
医療法人 誠優会 (岐阜県協定締結医療機関等施設整備費補助金)	感染症対策 推進課	岐阜県協定締結医療機関等施設整備費補助金において、工事費の領収書の日付（令和7年3月14日）と実際の支払日（令和6年10月21日及び令和7年5月16日）が異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告及び提出を受け、確認した。 指導事項について、補助金交付要綱に基づき適正な実績報告書類を提出すべきところ、領収書の写しの添付が必須であると誤認したこと、かつ、公金に関する提出書類の重要性についての認識が不足し、領収書が事実と異なる問題点を認識できなかったことにより、適正な事務処理が行われていなかった。 提出した領収書の日付が実際の支払日と異なっていたことについては、実績報告書の提出書類としては適正ではないことを報告する。その上で、実際に支払った日を証明するため、総勘定元帳の写しを県へ提出した。 今後は、同様の事案が発生しないよう、公金の重要性を改めて認識し、不明な点については県担当課への確認を徹底することにより、再発防止に努める。
公益財団法人 岐阜県生活衛生営業 指導センター (岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金)	生活衛生課	岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金において、指導センター管理費（旅費）の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導のあった「補助対象経費が過大」については、会計を担当する職員による誤った仕訳伝票の会計処理とそれをチェックする当財団の内部管理体制が、不十分であったことが原因であった。 「補助対象経費の過大分」については、誤った仕訳伝票を訂正し、修正後の仕訳伝票に基づき実績報告書を修正し是正した。 今後は、複数の職員で会計処理をチェックする内部管理体制を徹底し、再発防止に万全を期す。

(2) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益財団法人 岐阜県生活衛生営業 指導センター (岐阜県公衆衛生向 上対策事業費補助 金)	生活衛生課	公益財団法人岐阜県生活衛生 営業指導センターに対する岐阜 県公衆衛生向上対策事業費補助 金において、指導センター管理費 (旅費)の計上が誤っているにも 関わらず、実績報告書の審査及 び確認が十分でなかったため、補 助対象経費が過大となっていた ので、速やかに措置するととも に、今後は適正に処理されたい。	当課の審査及び確認が十分で なく、補助対象経費が過大となっ ていたことについては、検査の 際、指導センターが示す各種帳 簿・書類間の突合や記載内容の確 認の手順を、複数の検査員間で共 有して確認等が行われていなか ったことが原因である。 指導事項については、元帳の仕 分け誤りについて修正し、実績報 告書を是正するよう団体に指導 し、当該是正措置が完了したこと を確認した。 今後は検査の手順について、予 めチェックリスト等活用するこ とで認識を共有し、複数職員での 確実な審査及び確認を実施する ことで再発防止を図る。

(3) 所管機関監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
医療法人 誠優会 (岐阜県協定締結医 療機関等施設整備費 補助金)	感染症対策 推進課	医療法人誠優会に対する岐阜 県協定締結医療機関等施設整備 費補助金において、補助事業者か ら実際の支払日と異なる日付の 領収書が提出されたが、実績報告 書の審査・確認においてこれを認 識できず、必要な是正のための措 置を行うに至らなかった。 今後同様の事案が発生するこ とのないよう、通帳又は振込受付 書の写しを添付書類に追加する など、実績報告書の審査・確認方 法の見直しを検討されたい。	検討事項について、補助金交付 要綱に基づき適正な実績報告書 を補助事業者から提出させるべ きところ、補助金交付要綱の様式 において領収書の写しの添付が 必須であると誤認を招いたこと により、結果として、実際の支払 日と異なる日付の領収書が提出 され、これを認識できず、適正な 事務処理が行われていなかった。 このことについては、提出され た領収書の写しが、実績報告書の 添付書類として適正ではないこ とを報告するよう補助事業者に 指導したほか、改めて実際に支払 った日を総勘定元帳の写しで把 握することにより、当該是正措置 が完了したことを確認した。 今後は、補助金交付要綱の様式 において誤認が生じないよう記 載を改善するとともに、支払い済 みの場合は通帳又は振込受付書

			の写し等を添付書類として求めることにより、再発防止に努める。
--	--	--	--------------------------------